

## 練馬区行政活動の評価に関する実施要綱

平成14年3月29日  
練企企発第 244号

### (目的)

第1条 この要綱は、練馬区(以下「区」という。)が行う行政活動に対する評価の実施ならびに評価結果の活用および公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った成果重視の効率的で質の高い行政活動の実施および透明性の高い開かれた区政の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 評価 行政活動が区民生活に与える成果を把握することにより、行政活動について必要性、有効性および効率性等の観点から客観的に判定することをいう。
- (2) 成果 行政活動の結果が区民生活に与える効果および効用をいう。
- (3) 指標 行政活動により生じた成果等を客観的に測定するための規準をいう。
- (4) 政策 区の行政活動における特定の目的を実現するために定める基本的な方針をいう。
- (5) 施策 政策を実現するために定める個々の具体的な方針をいう。
- (6) 事務事業 施策を実現するために個々の手段として実施する事務および事業をいう。また、事業のうち、練馬区長期総合計画に定める事業を基本事務事業といい、そのうち計画化されたものを長期計画事業という。

### (評価の対象)

第3条 評価は、全ての施策および事務事業を対象とする。

### (評価の時期)

第4条 事務事業を対象とする評価(以下「事務事業評価」という。)は、毎年、決算事務の終了後直ちに行う。

2 施策を対象とする評価(以下「施策評価」という。)は、隔年で行う。ただし、長期計画の改定等、特別な事情があるときは、連続する年において行うことを妨げない。

### (評価の方法)

第5条 評価は、その対象によりつぎの方法により行う。

- (1) 事務事業評価は、必要性、効率性等の各種指標を用いて実施する。
  - (2) 施策評価は、成果および効率性の指標等を用いて実施する。
- 2 評価は、別に定める評価表により行う。

### (評価者)

第6条 事務事業評価は、事務事業を所管する部長が行う。

2 施策評価は、施策を所管する事業本部長(事業本部長をおかない組織は助役)が行う。

3 区が行う施策または施策評価の結果は、原則として、第三者による評価を受ける。

### (評価結果の活用)

第7条 評価結果は、つぎのとおり活用する。

- (1) 施策および事務事業等、行政活動の改善のために活用する。
- (2) 職員の定数管理および組織編成等、各部および区全体の管理運営のために活用する。
- (3) 予算査定および計画の策定等、行政資源の有効かつ最適な配分に活用する。

(4) 区民と区が福祉の向上を目的として協働するために活用する。

(評価結果等の公表)

第8条 評価結果は、原則として全て公表する。この場合において、必要に応じて様式を加工することができる。また、評価結果については、公表により区民の意見を聴取する。

2 評価の結果により明らかになった改善事項、改善計画および改善結果は公表する。

(評価体制の整備)

第9条 評価の客観性および信頼性を確保するため区民参加の機会を確保し、評価結果により明らかになった改善事項等を適切に行政活動に反映させるため、評価の対象に応じた評価体制を整備する。

(職員の研修等)

第10条 評価能力の養成および評価の活用等を推進するため、定期的に職員研修を行う。

2 事務の効率化等、特に顕著な成果をあげた職員については、練馬区職員表彰規程(昭和50年練馬区訓令甲第26号)に基づき表彰する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年5月13日練企企第10021号)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

付 則(平成18年6月15日18練企企第10020号)

この要綱は、平成18年6月15日から施行する。

付 則(平成19年3月28日18練企企第10046号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。